

平成 30 年 3 月 1 日改定  
令和 1 年 10 月 1 日改定  
令和 3 年 6 月 30 日改定  
令和 4 年 2 月 24 日改定  
令和 7 年 7 月 14 日改定

## 日本不整脈心電学会認定 CDR 制度規約

### (目的)

第 1 条 本規定は、一般社団法人日本不整脈心電学会（以下、「本学会」という）が、植込み型心臓ペースメーカーや ICD 等を適正かつ安全に使用するための高度な知識と技術および高い倫理観を備えた専門家を認定する CDR 制度（以下、「本制度」という）を維持、発展させることを目的に定める。

### (名称)

第 2 条 前条において認定する専門家を CDR (Cardiac Device Representative : ペースメーカー / ICD 関連情報担当者) という。

### (資質)

第 3 条 CDR は、使用される医療機器の適正使用の推進および患者安全の確保を目的に、医療機器情報やペースメーカー・ICD 等の植込み手術時・フォローアップ時のプログラマー、PSA (Pacing System Analyzer) 等の機器操作に関するトラブルシューティングや技術専門知識の提供や助言を適正に即時的に行う資質を備えている必要がある。

### (対象者)

第 4 条 CDR は、次の (1) ~ (2) のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 本学会会員 (A 会員もしくは C 会員) で、かつ一般社団法人日本 CDR センターに加盟している企業の勤務者であること。
- (2) 本学会会員 (A 会員もしくは C 会員) で、かつ医療機関に勤務する国家医療有資格者 (医師、臨床工学技士、臨床検査技師、看護師、診療放射線技師等) であること。

### (認定要件)

第 5 条 CDR は、次の (1) ~ (3) の要件をすべて満たし、所定の手続きを経たうえで、本学会の認定を受けなければならない。

- (1) 本学会が実施する JHRS-CDR 認定試験に合格すること。ただし、米国不整脈学会関連団体が実施する IBHRE (International Board of Heart Rhythm Examiner) 検定試験の合格者については別に定める。

- (2) 日本 CDR センターが主催する業界指定講習を JHRS-CDR 認定試験日の前 1 年以内に受講していること。ただし、医療機関従事者で国家医療有資格者においては業界指定講習の受講は任意とする。
- (3) 本学会が主催する心臓ペースメーカー技士養成のためのセミナーもしくは日本臨床工学技士会が主催する不整脈治療関連指定講習会を JHRS-CDR 試験日の前 3 年以内に受講していること。

(認定)

第 6 条 JHRS-CDR 認定試験もしくは IBHRE 検定試験に合格し、所定の手続きを済ませたものを、委員会の承認を経たうえで CDR に認定する。

2. 認定料は 10,000 円とし、納入された認定料はいかなる理由があっても返却しない。
3. CDR に認定された者には認定証とバッジを交付する。

(役割)

第 7 条 CDR は、医療機器業公正取引協議会が定める『医療機器業における景品類提供に関する公正競争規約』に基づき、医師の管理・指導下に自社が製造あるいは販売するペースメーカーや ICD 等の植込み手術時のプログラマーや PSA (Pacing System Analyzer) 等の機器操作に関するトラブルシューティングのサポート、フォローアップを学会のガイドライン、各種法規、通達等を遵守して行う。

2. CDR は、医師の管理・指導下にあっても臨床現場において機器操作を行わない。
3. CDR は、医師の管理・指導下で患者対応を行っている臨床工学技士、看護師、臨床検査技師等の医療スタッフに対しても、技術専門知識の提供や助言を行うことができる。
4. CDR は、遠隔モニタリングに患者を登録、患者情報を取集、患者登録用紙やペースメーカー手帳への記載といった医療施設における通常業務を行わない。
5. CDR は、医師の同伴とその管理・指導下にあっても患者の自宅等において機器操作を行わない。
6. CDR が行う技術専門知識の提供や助言は、自社が製造あるいは販売する製品に限定する。ただし、患者が緊急措置を必要とし、かつ医師からの指示・要請があった場合には、他社の製品に関しても知り得る限りの有用な技術専門知識の提供や助言を行うことができる。
7. CDR による技術専門知識の提供や助言の目的は、使用される医療機器の適正使用の推進、および患者安全の確保のためである。よって、CDR は患者の容態変化に備え、緊急対応の体制を構築・維持し、医師の緊急対応要請に応えられるよう最善を尽くさなければならない。
8. CDR は医療施設内で業務を行う場合、医療施設における院内規定・方針に従わなければならない。

(認定期間と更新)

- 第 8 条 CDR の認定期間は 5 年間とし、更新を希望するものは 5 年ごとに更新しなければならない。
- 2 初回認定は、認定された日の年に 5 年を加えた年の 12 月 31 日までとする。
  - 3 認定更新についての詳細は、CDR 認定更新規則に定める。

(休会)

- 第 9 条 CDR は、本学会定施行細則第 7 条に従い休会した場合、休会期間中は第 7 条に定める CDR の役割を担うことはできない。
- 2 休会期間は CDR 認定期間に含めるものとし、認定期間は延長しない。

(認定喪失と再取得)

- 第 10 条 第 4 条に定める要件を満たさなくなったものは、認定を喪失する。ただし、休職、退職により認定を喪失したものは、認定期間内に復職、転職により再び要件を満たすことで再取得することができる。
- 2 所定の期間内（認定更新期間延長を含む）に更新手続きを完了しなかったものは、認定を喪失する。
  - 3 理事長は CDR としてふさわしくない行為のあったものに対し、委員会、理事会の議を経て、認定を取り消すことができる。
  - 4 本条 2 項により認定を喪失したものは、JHRS-CDR 認定試験受験のための講習会を修了し、同試験に合格することで再取得することができる。
  - 5 本条 3 項により認定を喪失したものは、理事長宛に再認定申請を行い、委員会、理事会の承認後、JHRS-CDR 認定試験受験のための講習会を修了し、同試験に合格することで再取得することができる。

(運営)

- 第 11 条 本制度を運営するために、本学会に CDR 認定制度委員会（以下、「本委員会」）を置く。

(改廃)

- 第 12 条 本規定の改廃は、本委員会で決するものとし、理事会へ報告する。

附則

- 本規定は、平成 27 年 12 月 13 日から施行する。